

議第52号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

個人番号の通知カードが廃止されたため改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																										
(手数料の種類及び金額)	(手数料の種類及び金額)																																										
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種類</th> <th style="width: 15%;">1件につき</th> <th style="width: 25%;">件数区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)の部・(2)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)の部～(5)の部 (略)</td> <td></td> <td>1枚をもって</td> </tr> <tr> <td><u>(6) 個人番号の通知カードの再交付</u></td> <td style="text-align: center;">500</td> <td>1件とする。</td> </tr> <tr> <td>(7)の部～(17)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)の部～(59)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	1件につき	件数区分等	(1)の部・(2)の部 (略)			(3)の部～(5)の部 (略)		1枚をもって	<u>(6) 個人番号の通知カードの再交付</u>	500	1件とする。	(7)の部～(17)の部 (略)			(18)の部～(59)の部 (略)			備考 (略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種類</th> <th style="width: 15%;">1件につき</th> <th style="width: 25%;">件数区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)の部・(2)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)の部～(5)の部 (略)</td> <td></td> <td>1枚をもって</td> </tr> <tr> <td><u>(6) 削除</u></td> <td></td> <td>1件とする。</td> </tr> <tr> <td>(7)の部～(17)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)の部～(59)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	1件につき	件数区分等	(1)の部・(2)の部 (略)			(3)の部～(5)の部 (略)		1枚をもって	<u>(6) 削除</u>		1件とする。	(7)の部～(17)の部 (略)			(18)の部～(59)の部 (略)			備考 (略)		
種類	1件につき	件数区分等																																									
(1)の部・(2)の部 (略)																																											
(3)の部～(5)の部 (略)		1枚をもって																																									
<u>(6) 個人番号の通知カードの再交付</u>	500	1件とする。																																									
(7)の部～(17)の部 (略)																																											
(18)の部～(59)の部 (略)																																											
備考 (略)																																											
種類	1件につき	件数区分等																																									
(1)の部・(2)の部 (略)																																											
(3)の部～(5)の部 (略)		1枚をもって																																									
<u>(6) 削除</u>		1件とする。																																									
(7)の部～(17)の部 (略)																																											
(18)の部～(59)の部 (略)																																											
備考 (略)																																											
2 (略)	2 (略)																																										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。